

# 訪問介護の現行の報酬体系

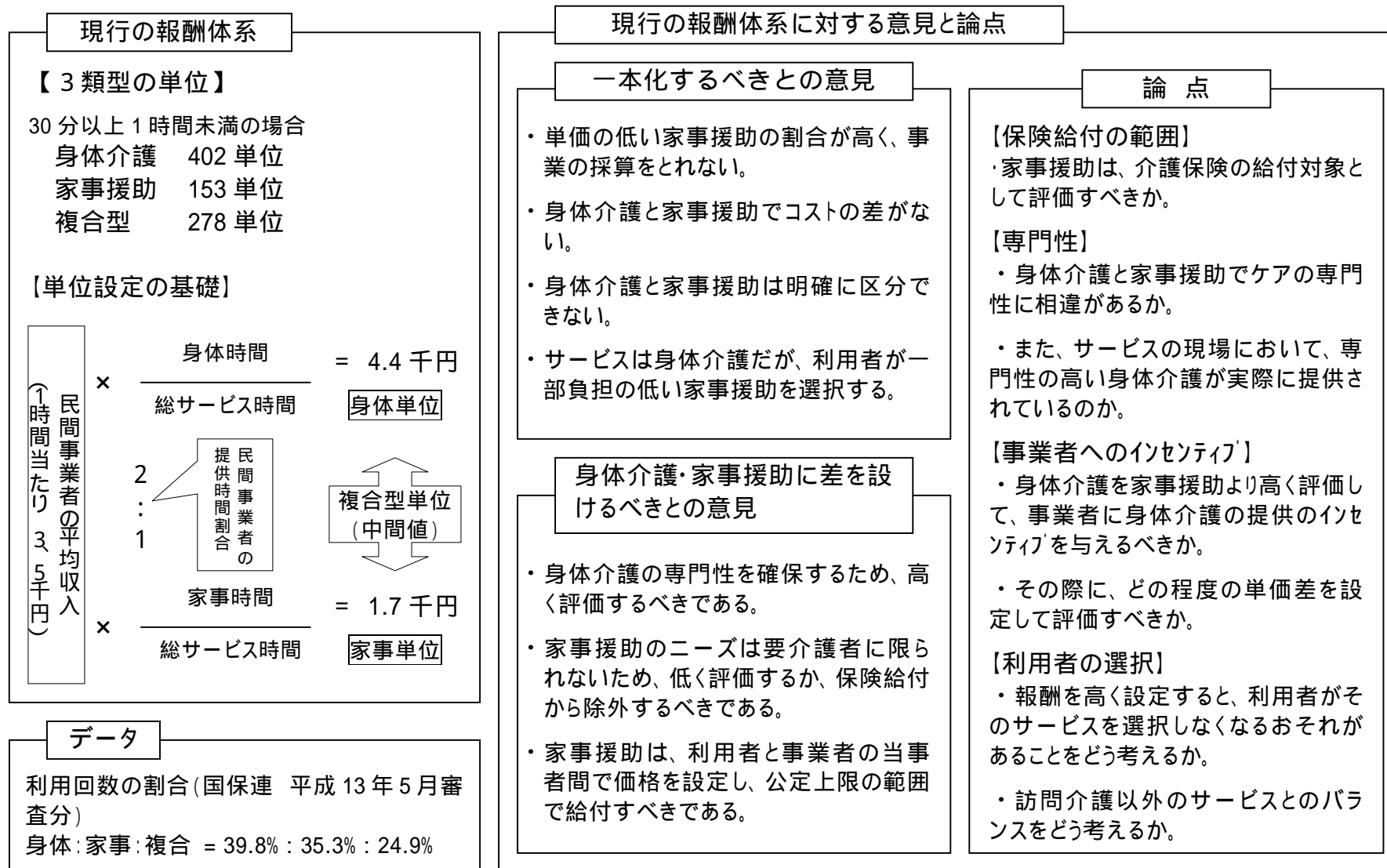
身体 介護 中心	30分未満	210 単位	+ 30分を増すごと 219 単位加算	× 3級課程修了者等 による場合 95%を算定	× 2人介護員の場合 200%を算定	+ 夜間・早朝加算 25% 深夜加算 50%	
	30分以上1時間未満	402 単位					+ 30分を増すごと 83 単位加算
	1時間以上	584 単位					

家事 援助 中心	30分以上1時間未満	153 単位	+ 30分を増すごと 83 単位加算	× 2人介護員の場合 200%を算定	+ 夜間・早朝加算 25% 深夜加算 50%
	1時間以上	222 単位			

複合 型	30分以上1時間未満	278 単位	+ 30分を増すごと 151 単位加算	× 3級課程修了者等 による場合 95%を算定	× 2人介護員の場合 200%を算定	+ 夜間・早朝加算 25% 深夜加算 50%
	1時間以上	403 単位				

特別地域加算 15%
---------------

訪問介護の報酬体系を考える視点 【3類型】



**データ**

利用回数の割合(国保連 平成 13年 5月審査分)

身体:家事:複合 = 39.8% : 35.3% : 24.9%

訪問介護の報酬体系を考える視点 【移動時間の反映、特別地域加算】

現行の報酬単価(移動時間の反映)

【報酬単価】

サービス提供時間	～30分	30分～1時間	1～1.5時間
身体介護	210	402	584
複合型	-	278	403
家事援助	-	153	222

【単価設定の考え方】

1時間当たり収入額  
(身体 4.4 千円・家事 1.7 千円) × 標準時間 / 60 分

(30分) 25分 (30分～1時間) 50分 (1～1.5時間) 80分

短時間の頻回訪問は通常より多くの移動時間を要するため、単価を割増。

～30分 × 1.15      30分～1時間 × 1.1

現行の報酬加算(特別地域加算)

【特別地域加算】

介護報酬単位を15%割増。

【特別地域加算を行う地域】

離島振興対策実施地域、振興山村 など

【加算率の考え方】

旧訪問看護の特別地域加算が訪問看護事業所全体の収入額に占める割合から算出。

【加算にともなう一部負担の軽減】

社会福祉法人等が提供する訪問介護

：市町村民税本人非課税者の一部負担割合 10% 9%

\* 特別地域加算のあるサービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援

論 点

【移動時間の反映】

現行の時間区分、当該区分に応じた単価額をどう考えるか。

- ・ 一般的に、サービス提供時間に応じて報酬を設定すると、短時間のサービス提供で複数の利用者を訪問する場合に比べて、長時間のサービス提供の方が採算は良くなる。

論 点

【特別地域加算】

現行の加算をどう考えるか。

- ・ 一般的に、過疎地など人口密度の低い地域においては、移動時間の増加により、採算は悪くなりがちである。
- ・ 報酬を加算した場合、利用者の一部負担、当該地域の保険者の財政への影響をどう考えるか。

訪問介護の報酬体系を考える視点 【サービス提供責任者】

現行の制度

【サービス提供責任者の配置】

(指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準5条2項)

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(通知)

以下のいずれかに該当する員数を置くこととする。

イ 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上

ロ 当該事業所の訪問介護員等の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

(サービス提供責任者の業務)

- ・ 利用者毎の訪問介護計画の作成
- ・ 訪問介護計画の利用者・家族への説明
- ・ 訪問介護計画の実施状況の把握・変更

現行の制度に対する意見(民間事業者)

細かな要員数基準を緩和すべきである。

- ・ サービス提供責任者の設置は間接人件費の増大を招き、経営の圧迫要因である。
- ・ 現行の基準は、サービス提供の効率性を固定し、効率性追求の企業努力が評価されない。

論点

常勤であることや、サービス提供時間・訪問介護員数に比例した配置基準をどう考えるか。

データ

訪問介護事業所従事者数(常勤・非常勤)(平成12年10月1日現在)

	従事者数(実数)			従事者(常勤換算数)			(事業所数)
	専従・兼務	非常勤	1事業所平均	専従・兼務	非常勤	1事業所平均	
社会福祉法人	21,610	54,129	16.4	19,133.0	17,324.7	7.9	4,626
	28.5%	71.5%		52.5%	47.5%		
株式会社	9,180	28,518	20.9	8,298.8	6,772.8	8.3	1,806
	24.4%	75.6%		55.1%	44.9%		
(従事者実数 20人以上)	4,619	20,976	51.2	4,215.6	4,802.9	18.0	500
	18.0%	82.0%		46.7%	53.3%		
市町村	1086	858	10.0	933.3	259.4	6.1	195
	55.9%	44.1%		78.3%	21.7%		

## 訪問介護の報酬体系を考える視点 【3級訪問介護員の取扱い】

### 現行の制度

#### 【報酬単価】

身体介護中心型及び複合型については、養成研修3級課程修了者(に相当する人)が訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の95に相当する額を算定する。

サービス提供時間	～30分	30分～1時間	1～1.5時間
身体介護	210 (3級 200)	402 (3級 382)	584 (3級 555)
複合型	-	278 (3級 264)	403 (3級 383)
家事援助	-	153	222

#### 【減額の考え方】

3級訪問介護員と介護福祉士、1・2級訪問介護員との給与差の割合だけ減額。

介護福祉士	21.6万円	2級訪問介護員	18.1万円
1級訪問介護員	20.2万円	3級訪問介護員	17.7万円

#### 【訪問介護員養成事業】

##### 訪問介護員資質向上事業(1/2補助)

都道府県が3級課程修了者のうち現に活動するものを対象に2級課程の養成研修事業を行う。

### 論点

3級訪問介護員が身体介護・複合型の訪問介護に従事することをどう考えるか。

減額して介護報酬を支払う場合、減算率はどうか。

家事援助について、3級訪問介護員が従事する場合はどうか。

### データ

訪問介護事業所介護職員数(平成12年10月1日現在)

	専従	兼務 (常勤換算)	非常勤 (常勤換算)	専従・常勤換算計
介護職員	28,263	5,957	2,799.6	108,876
介護福祉士	9,915	2,304	1,113.9	3,489
ヘルパー1級	5,546	858	442.5	3,912
ヘルパー2級	12,392	2,625	1,177.8	24,673.2
ヘルパー3級	410	170	65.4	12,828
				2,925.4
				3,400.8
				5.6%

各事業所の従事者に占めるヘルパー3級の割合(常勤換算)(平成12年10月1日現在)

ヘルパー3級割合	事業所数	ヘルパー3級割合	事業所数
0%	7,562 88.7%	41～60%	75 0.9%
1～20%	690 8.1%	60～80%	9 0.1%
21～40%	178 2.1%	80～100%	8 0.1%

サービス提供回数(平成13年5月国保連審査分)

	全体	3級訪問介護員
身体介護	2,734,525	20,205 0.7%
複合型	1,707,630	26,802 1.6%
計	4,442,155	47,007 1.1%

## 訪問介護の報酬体系を考える視点 【いわゆる介護タクシー】

### 現行の制度

#### 【介護タクシーによる一連のサービスの内容】

##### 場 所 (介護行為)

自宅の中 (外出準備・玄関への移動)

自宅から乗車までの間 (タクシーまでの移動・乗車)

乗車中 一部の事業者はタクシー料金をとらない

降車から病院等までの間 (降車・病院等までの移動)

病院等の中 (診察受付・(場合により)院内の移動等)

\*1: ~ の全部又は一部が介護タクシーの運転手によって行われている。

\*2: ~ の合計時間を一連のサービス行為とし、身体介護1回として算定。

#### 【特定の行為への特化の禁止】

(指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準 29 条の 2)

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

#### 【基準該当サービスとしての取扱い】(全国課長会議 13.2.14)

保険者の判断によって、特定の行為に特化した事業所によるサービスを、基準該当サービスとして特例居宅サービス費の支給対象として取り扱うことができることとする。

### 論 点

タクシー会社の外出介助サービスの提供に対する介護保険での評価をどう考えるか。

- ・ 一連のサービスのうち、介護報酬の支払いの対象とするべき範囲(利用者・利用目的・利用形態など)をどう考えるか。
- ・ 運転中は介護保険の給付対象とすべきものか。

介護保険で評価するとして、支払うべき報酬額をどう考えるか。

- ・ 一部の事業者はタクシー料金を徴収していないが、介護報酬が高すぎるのではないか。
- ・ 現行単価は、様々な内容や時間のサービスを提供する事業者を前提としているのではないか。

#### データ(厚生労働省調べ 13.10.1 現在。都道府県を通じて事業所に照会)

道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送業(タクシー)の免許を受けている指定訪問介護事業所(148(都道府県の指定件数))に関する状況

運賃の取扱い		ヘルパーと運転手の関係	
利用者から徴収せず	55 件	主に運転手とヘルパーが兼務	73 件
利用者から一部徴収	98 件	主に運転手とは別にヘルパーが同行・添乗	14 件
利用者から満額徴収	17 件	利用者の状況による	57 件
		重複計上(利用者によって取扱いが異なる場合等あり)	
介護職員のうちタクシー運転手を兼務する者の割合	常勤職員の 67.8% 非常勤職員の 55.2%		
介護報酬請求額に占める 通院・外出介助額の割合	68.8% (13年8月サービス提供分)	基準該当サービスの実施市町村	3 件
		対象事業所数	3 件

## 訪問介護

### 介護給付費に関するデータ (国民健康保険団体連合会 平成13年5月審査分)

訪問介護総費用	26,734,391	千円							
介護総費用全体に占める割合	8.21	%							
			要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用者数	518,033		90,130	188,643	92,642	53,517	45,653	47,448	(平均要介護度)
	100%		17.4%	36.4%	17.9%	10.3%	8.8%	9.2%	1.91
利用者1人当たり平均単位数 /月	5,041.5		1,951.7	3,542.0	5,257.4	7,135.0	8,725.4	10,545.1	
利用者1人当たり平均利用回数 /月	13.2		6.8	10.1	13.8	17.5	21.1	24.5	
利用者1人当たり平均利用実日数 /月	10.2		6.6	9.0	11.1	12.3	13.5	14.8	
1利用者1日当たり平均単位数	492.6		296.1	392.7	473.8	577.7	648.6	711.5	
			社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	営利法人	農協	生協	その他法人
指定事業所数	13,489		2,634	2,338	1,359	5,447	367	290	1,054
(平成13年5月現在、厚生労働省調べ)	100%		19.5%	17.3%	10.1%	40.4%	2.7%	2.1%	7.8%
請求事業所数	12,179		2,478	2,176	997	4,403	322	260	
1事業所当たり平均費用額 /月	2,194,934		2,010,658	2,277,337	1,291,807	2,473,819	1,273,907	1,993,196	
1事業所当たり平均利用実人数 /月	44.6		47.9	57.9	30.3	39.1	27.5	44.0	
利用者1人当たり平均費用額 /月	49,172		41,938	39,313	42,678	63,282	46,334	45,340	

### 要介護状態区分別

			要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用回数	6,861,278		611,695	1,907,052	1,279,746	937,146	963,116	1,162,523	(平均要介護度)
	100%		8.9%	27.8%	18.7%	13.7%	14.0%	16.9%	2.50
身体介護	38.4%		0.7%	5.1%	5.6%	6.1%	8.6%	12.3%	
身体・家事	1.4%		0.0%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	
家事援助	35.3%		7.2%	16.2%	7.2%	2.8%	1.2%	0.6%	
複合型	20.4%		0.7%	4.7%	4.5%	3.8%	3.4%	3.2%	
複合・家事	4.5%		0.3%	1.4%	1.1%	0.7%	0.6%	0.5%	
利用単位数	2,637,740		177,710	672,122	492,127	385,890	403,536	506,356	(千単位)
	100%		6.7%	25.5%	18.7%	14.6%	15.3%	19.2%	
1回当たり平均単位数	384.4		290.5	352.4	384.6	411.8	419.0	435.6	(単位)

サービス類型別		身体介護	身体・家事	家事援助	複合型	複合・家事	
利用回数	6,861,278	2,635,749	98,776	2,419,123	1,397,587	310,043	
	100%	38.4%	1.4%	35.3%	20.4%	4.5%	
利用単位数 (特別地域加算を除く)	2,623,967	1,071,729	79,516	592,222	694,234	186,266	(千単位)
	100%	40.8%	3.0%	22.6%	26.5%	7.1%	
1回当たり平均単位数 (特別地域加算を除く)	382.4	406.6	805.0	244.8	496.7	600.8	(単位)

所要時間別(利用回数割合)		-30分	30-60分	60-90分	90-120分	120-150分	150-180分	180-210分	210-240分	240-分
身体介護	38.4%	20.2%	11.2%	3.0%	2.3%	0.5%	0.7%	0.2%	0.2%	0.2%
身体介護 + 家事援助	1.4%				0.7%	0.2%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%
家事援助	35.3%		14.0%	6.9%	10.9%	1.3%	1.7%	0.1%	0.1%	0.1%
複合型	20.4%		7.4%	4.2%	5.2%	0.8%	1.7%	0.2%	0.4%	0.4%
複合型 + 家事援助	4.5%				2.3%	0.5%	1.1%	0.1%	0.2%	0.3%
計	100.0%	20.2%	32.6%	14.1%	21.5%	3.3%	5.6%	0.7%	1.0%	1.0%

加算項目別(利用回数)		夜間	深夜	2人	2人・夜間	2人・深夜
計	100%	6.1%	1.3%	1.6%	0.0%	0.0%

#### 特別地域加算地域における事業所(再掲)

特別地域加算の請求事業所数	974
請求事業所全体に占める割合	8.0%
1事業所当たり平均費用額	／月 1,178,080
1事業所当たり平均利用実人数	／月 29.4
利用者1人当たり平均費用額	／月 40,051



介護サービス事業所に関するデータ(介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月)

利用者数規模別事業所数

		1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～99人	100人以上	1事業所当たり 利用者数	1事業所当たり 利用者延数
		訪問介護	100.0%	12.5%	18.5%	17.1%	13.4%	9.3%	17.3%	8.2%

常勤換算従事者数

	総数	従事者総数		1事業所当たり従事者数		
		常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
介護職員	72,178	36,550	35,629	7.4	3.7	3.7
介護福祉士	13,990	12,586	1,404	1.4	1.3	0.1
ホームヘルパー1級	7,955	6,443	1,511	0.8	0.7	0.2
ホームヘルパー2級	42,874	14,810	28,064	4.4	1.5	2.9
ホームヘルパー3級	3,983	522	3,461	0.4	0.1	0.4
看護婦	986	761	225	0.1	0.1	0.0
准看護婦	805	574	231	0.1	0.1	0.0
その他の職員	3,004	2,641	362	0.3	0.3	0.0

(注) 従事者数は常勤換算した数値である

## 3種類の区分についての解釈通知 (平成12年3月1日老企第36号より抜粋)

### 訪問介護の区分(所要時間が1時間30分未満の場合)

訪問介護の区分については、身体介護が中心である場合(以下「身体介護中心型」という。)、家事援助が中心である場合(以下「家事援助中心型」という。)、身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる場合(以下「複合型」という。)の3区分とされたが、複合型は、1回の訪問介護につき、身体介護と家事援助のいずれが中心とも言いがたい場合も存在することから、利用者と事業者の間での混乱を避けるために設けられたものであり、身体介護中心型、家事援助中心型の2区分のいずれかへの区分が困難な場合に適用されるものである。これらの型の適用に当たっては、1回の訪問介護(全体時間が1時間30分未満のものを想定。)において「身体介護」と「家事援助」が混在するような場合について、各サービス行為の個々の時間によって細かく区分するのではなく、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを目安に、全体としていずれの型の単位数を算定するかを判断すること。

その際、まず、身体介護に要する一般的な時間や内容からみて、身体介護を構成する個々の行為を

比較的手間のかからない体位交換、移動介助、移乗介助、起床介助(寝床から起こす介助)、就寝介助(寝床に寝かす介助)等の「動作介護」

ある程度手間のかかる排泄介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助等の「身の回り介護」

さらに長い時間で手間のかかる食事介助、全身清拭、全身浴介助等の「生活介護」

に大きく分類することとし、その上で、次の考え方を基本に、訪問介護事業者は、居宅サービス計画作成時点において、利用者が選択した居宅介護支援事業者と十分連携を図りながら、利用者の心身の状況、意向等を踏まえ、適切な型が適用されるよう留意するとともに、訪問介護計画の作成の際に、利用者又はその家族等への説明を十分に行い、その同意の上、いずれの型かを確定するものであること。

身体介護中心型の所定単位数が算定される場合

- ・ 専ら身体介護を行う場合
- ・ 主として「生活介護」や「身の回り介護」を行うとともに、これに関連して若干の家事援助を行う場合  
(例)簡単な調理の後、食事介助を行う場合。

家事援助中心型の所定単位数が算定される場合

- ・ 専ら家事援助を行う場合
- ・ 家事援助に伴い若干の「動作介護」を行う場合  
(例)利用者の居室から居間までの移動介助を行った後、居室の掃除を行う場合。

複合型の所定単位数が算定される場合

- ・ (1)、(2)以外の中間的な場合  
(例)寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、体を支えながら水差して水分補給を行い、安楽な姿勢をとってもらった後、居室の掃除を行う場合。

## 「身体介護」及び「家事援助」の意義について

(注2の)「身体介護」とは、利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助である。その具体例としては、例えば、「食事介助」の場合には、食事摂取のための介助のみならず、そのための一連の行為(例：声かけ・説明 訪問介護員等自身の手洗等 利用者の手拭き、エプロンがけ等の準備 食事姿勢の確保 配膳 おかずをきざむ、つぶす等 摂食介助 食後安楽な姿勢に戻す 気分の確認 食べこぼしの処理 エプロン・タオルなどの後始末・下膳など)が該当するものであり、具体的な運用にあたっては、利用者の自立支援に資する観点からサービスの実態を踏まえた取り扱いとすること。

また、「利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助」とは、利用者の日常生活動作能力などの向上のために利用者の日常生活動作を見守りながら行う手助けや介助に合わせて行う専門的な相談助言等を言うこと。

(注3の)「家事援助」とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助とされたが、次のような行為は家事援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

商品の販売や農作業等生業の援助的な行為

直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

## 「家事援助中心型」の単位を算定する場合

(注3において)「家事援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむをえない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

具体的な運用については、一律の基準で判断を行うものではなく、個々の事情に応じ、介護支援専門員、市町村等現場の良識ある判断によるべきものであること。

## 訪問介護員の養成について（概要）

### 1. 訪問介護員養成研修修了者数

課程	H3～10（実績）	H11（見込）	累計（見込）
1級課程	45,494 人	8,896 人	54,390 人
2級課程	237,383 人	298,327 人	535,710 人
3級課程	269,562 人	105,987 人	375,549 人
1～3級合計	552,439 人	413,210 人	965,649 人

（注1）平成2年度以前の実施分については、実態未把握。

（注2）各養成課程（1～3級、合計）欄の数値は、実人員ではなく延人員を計上している。（1人の者が課程昇進（レベルアップ）を行っている場合、それぞれにカウントされているため。）

（参考）13年度における訪問介護員養成関係予算

（1）「離島等における訪問介護員養成事業」（1.4億円）

訪問介護員の供給が困難な離島、山間、へき地等における人材確保の観点から、各都道府県が実施する訪問介護員養成研修事業に対して補助を行う。

（2）「訪問介護員資質向上事業」（10.2億円）

各都道府県が3級課程修了者であって現に訪問介護員として活動している者を対象に2級課程の訪問介護員養成研修事業を行う場合に補助をすることにより、資質の向上を図る。

（3）「訪問介護員養成研修円滑化事業」（新規・1.0億円）

各都道府県において、実習受け入れ施設等の把握及び「リスト」の作成、公示を行い、養成研修の円滑な実施を推進する。

（4）「訪問介護適正実施研修事業」（新規・0.3億円）

各都道府県において、サービス提供責任者に対し、家事援助の適切な提供など、適正な訪問介護計画の作成や他の訪問介護員の技術向上のための指導方法等についての研修を実施する。

## 2. 研修課程（訪問介護員に関する省令等）

課 程	概 要	受講対象者	時 間
1 級課程	指定訪問介護事業所等のサービス提供責任者等の養成研修	2 級課程修了者	2 3 0 { 講義 8 4 演習 6 2 実習 8 4
2 級課程	訪問介護事業従事者の基本研修	訪問介護事業に従事する者又はその予定者	1 3 0 { 講義 5 8 演習 4 2 実習 3 0
3 級課程	訪問介護事業入門研修	非常勤の訪問介護員、登録の訪問介護員等として訪問介護事業に従事する者又はその予定者	5 0 { 講義 2 5 演習 1 7 実習 8

### （参考）「実習」課程内訳

	省令		旧・通知	
	科目	時間数	科目	時間数
1 級	介護実習	76	痴呆性高齢者等処遇困難事例対応実習	24
			デイサービスセンター実習	12
			チーム運営方式業務実習	16
			訪問看護同行訪問	8
			在宅介護支援センター職員との同行訪問	8
			事例報告の検討	8
	福祉事務所、保健所等の老人保健福祉に係る公的機関の見学	8	公的關係機関見学	8
2 級	介護実習	24	介護実習	16
			ホームヘルプサービス同行訪問	8
	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	6	在宅サービス提供現場見学	6
3 級	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	8	在宅サービス提供現場見学	8

## 2 級課程の研修カリキュラム

区分	科 目	時間数	備 考
講義	社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	6	
	老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	6	
	訪問介護に関する講義	5	訪問介護員の職業倫理に関する講義に2時間以上充てること。
	老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	14	
	介護技術に関する講義	11	事例の検討に関する講義に4時間以上充てること。
	家事援助の方法に関する講義	4	
	相談援助に関する講義	4	
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	8	
演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4	
	介護技術に関する演習	30	
	訪問介護計画の作成等に関する演習	5	
	レクリエーションに関する演習	3	
実習	介護実習	24	特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護に関する実習を行うこと。
	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	6	
合 計		130	

## 介護労働実態調査 (同調査中間結果報告から老健局において抜粋)

実施主体 (財) 介護労働安定センター

調査対象 5人以上の常用労働者を雇用する介護分野事業所 3,080社 (うち 1,347社から回答)

法人格	社会福祉法人	医療法人	民間企業	農協	生協	NPO
	48.2%	15.6%	26.4%	2.0%	0.7%	2.2%

提供サービス (複数回答)	訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	通所リハ	訪問看護	特養	老健
	60.1%	15.4%	43.2%	15.4%	17.0%	32.8%	9.4%

調査期間 平成12年11月1日～30日

### 調査結果の概要

#### (1) 就労日数・労働時間

	正社員	非正社員			登録ヘルパー
		常勤労働者	短時間労働者	非常勤労働者	
就労日数/月	21	20	17	13	15 日
労働時間/日	7.8	7.5	5.7	5.2	3.9 時間

#### (2) 賃金

	月給	日給	時間給	円
	所定賃金 (支払形態割合)	224,726 70.9%	8,183 4.8%	

	正社員	非正社員			登録ヘルパー
		常勤労働者	短時間労働者	非常勤労働者	
所定賃金 (月収換算ベース)	226,677	151,852	89,920	86,298	66,934 円

#### (3) 訪問介護事業所

	身体介護	複合型	家事援助	円
平均賃金額 (時間給)	1,456.8	1,251.2	1,056.3	

	労働時間として賃金を支払う。	移動時間は考慮しないで賃金を支払う。	移動時間は考慮しないが何らかの措置を講ずる。
移動時間	18.5%	25.2%	56.3%

## 訪問介護サービス事業状況調査（同調査中間報告から老健局において抜粋）

実施主体 日本労働研究機構(厚生労働省所管の特殊法人)

調査対象 WAM NET に「訪問介護」サービス事業者として登録されている事業所 13,178所（うち 4,088所から回答）

法人格	社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	株式会社	有限会社	協同組合	NPO
	19.8%	20.0%	8.5%	22.9%	13.0%	5.4%	2.6%

調査期間 平成12年12月～13年1月

### 調査結果の概要

#### (1) 経営の状況(訪問介護事業の収支)

	黒字	収支トントン	赤字
事業所全体	9.8%	32.4%	55.8%

#### (2) 経営の状況(訪問介護事業の展望)

	積極的に拡大	徐々に拡大	現状維持	縮小+撤退
事業所全体	11.5%	40.2%	40.5%	2.3%

#### (3) 利用者確保の状況

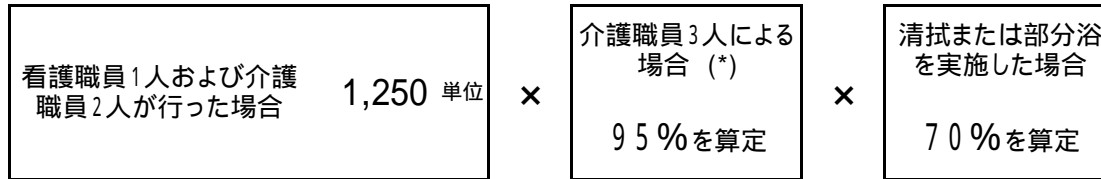
	確保できている	確保できていない
事業所全体	26.8%	71.1%

#### (4) ホームヘルパーの過不足状況

	不足している	適当	過剰である
事業所全体	53.5%	35.4%	9.4%



## 訪問入浴介護の現行の報酬体系



(\*) 入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治医の意見を確認した上で実施。

特別地域加算 15%
---------------

## 訪問入浴介護

### 介護給付費に関するデータ (国民健康保険団体連合会 平成13年5月審査分)

訪問入浴介護総費用	3,154,851	千円							
介護総費用全体に占める割合	0.97	%							
			要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用者数	69,314		64	1,700	4,751	8,859	19,207	34,733	(平均要介護度)
	100%		0.1%	2.5%	6.9%	12.8%	27.7%	50.1%	4.16
利用者1人当たり平均単位数 /月	4,457.1		3,104.5	4,085.6	4,279.5	4,412.6	4,426.7	4,530.1	
利用者1人当たり平均利用回数 /月	3.6		2.6	3.3	3.4	3.6	3.6	3.6	
利用者1人当たり平均利用実日数 /月	3.6		2.6	3.3	3.4	3.6	3.6	3.6	
1利用者1日当たり平均単位数	1,241.2		1,189.8	1,238.1	1,245.4	1,240.6	1,240.8	1,241.2	
			社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	営利法人	農協	生協	その他法人
指定事業所数(13.5)	2,817		765	940	77	885	19	7	124
(平成13年5月現在、厚生労働省調べ)	100%		27.2%	33.4%	2.7%	31.4%	0.7%	0.2%	4.4%
請求事業所数	2,458		694	813	47	724	15	6	
1事業所当たり平均費用額 /月	1,283,503		627,013	680,768	472,942	2,691,361	703,003	300,880	
1事業所当たり平均利用実人数 /月	28.3		14.2	15.5	10.4	58.5	16.6	6.8	
利用者1人当たり平均費用額 /月	45,354		44,083	43,790	45,272	46,043	42,350	44,031	

### 要介護状態区分別

			要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用回数	248,984		167	5,611	16,388	31,540	68,512	126,766	(平均要介護度)
	100%		0.1%	2.3%	6.6%	12.7%	27.5%	50.9%	4.18
利用単位数	309,953		208	6,984	20,385	39,256	85,292	157,829	(千単位)
	100%		0.1%	2.3%	6.6%	12.7%	27.5%	50.9%	
1回当たり平均単位数	1,244.9		1,242.8	1,244.7	1,243.9	1,244.6	1,244.9	1,245.0	(単位)

### 職員体制別(利用回数)

			要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
看護・介護職員	97.6%		0.1%	2.2%	6.4%	12.3%	26.9%	49.7%
介護職員のみ	2.4%		0.0%	0.1%	0.2%	0.3%	0.6%	1.2%

介護サービス事業所に関するデータ(介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月)

利用者数規模別事業所数

		1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～99人	100人以上	1事業所当たり 利用者数	1事業所当たり 利用者延数
		訪問入浴介護	100.0%	36.2%	22.9%	12.5%	5.2%	3.2%	6.3%	5.2%

常勤換算従事者数

	総数	従事者総数		1事業所当たり従事者数		
		常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
介護職員	6,025	4,773	1,252	2.7	2.1	0.6
介護福祉士	1,116	1,053	64	0.5	0.5	0.0
ホームヘルパー1級	394	337	58	0.2	0.2	0.0
ホームヘルパー2級	1,960	1,329	631	0.9	0.6	0.3
ホームヘルパー3級	188	92	96	0.1	0.0	0.0
看護婦	1,245	844	401	0.6	0.4	0.2
准看護婦	1,641	1,214	427	0.7	0.5	0.2
その他の職員	516	422	94	0.2	0.2	0.0

(注) 従事者数は常勤換算した数値である

# 通所介護の現行の報酬体系

		単独型	併設型	痴呆専用単独型	痴呆専用併設型	
(1) 3時間以上 4時間未満	(一)要支援	332 単位	280 単位	443 単位	373 単位	} × 2時間以上 3時間未満の場合 70%を算定
	(二)要介護 1・2	383 単位	331 単位	511 単位	441 単位	
	(三)要介護 3・4・5	514 単位	462 単位	687 単位	616 単位	
(2) 4時間以上 6時間未満	(一)要支援	474 単位	400 単位	633 単位	533 単位	
	(二)要介護 1・2	547 単位	473 単位	730 単位	630 単位	
	(三)要介護 3・4・5	734 単位	660 単位	981 単位	880 単位	
(3) 6時間以上 8時間未満	(一)要支援	664 単位	560 単位	886 単位	746 単位	
	(二)要介護 1・2	766 単位	662 単位	1,022 単位	882 単位	
	(三)要介護 3・4・5	1,028 単位	924 単位	1,373 単位	1,232 単位	

×

利用者の数が運営規程に定める利用定員を超えているとき  
看護職員、介護職員の員数が指定居宅サービス基準の規定に達していないとき  
70%を算定

+

機能訓練体制加算	1日につき	27 単位
食事加算	1日につき	39 単位
送迎加算	片道につき	44 単位
入浴介助加算	1日につき	39 単位
特別入浴介助加算	1日につき	60 単位

# 通所リハビリテーションの現行の報酬体系

		通所リハビリ テーション(Ⅰ) (通常規模の医療機関)	通所リハビリ テーション( ) (小規模診療所)	通所リハビリ テーション( ) (介護老人保健施設)	} × 2時間以上 3時間未満の場合 70%を算定
(1) 3時間以上 4時間未満	(一)要支援	331 単位	333 単位	324 単位	
	(二)要介護 1・2	387 単位	390 単位	379 単位	
	(三)要介護 3・4・5	532 単位	535 単位	521 単位	
(2) 4時間以上 6時間未満	(一)要支援	490 単位	480 単位	463 単位	
	(二)要介護 1・2	575 単位	562 単位	542 単位	
	(三)要介護 3・4・5	789 単位	772 単位	744 単位	
(3) 6時間以上 8時間未満	(一)要支援	661 単位	665 単位	648 単位	
	(二)要介護 1・2	774 単位	779 単位	758 単位	
	(三)要介護 3・4・5	1,063 単位	1,070 単位	1,041 単位	

×

利用者の数が運営規程に定める利用定員を超えているとき  
 医師、理学療法士、作業療法士、看護職員、介護職員の員数が指定居宅サービス基準の規定に達していないとき  
 70%を算定

+

食事加算	1日につき	39 単位
送迎加算	片道につき	44 単位
入浴介助加算	1日につき	39 単位
特別入浴介助加算	1日につき	60 単位
訪問指導等加算(介護老人保健施設)	月1回限り	550 単位

## 通所介護・通所リハビリテーションの報酬体系を考える視点

### 現行の報酬体系

#### 要介護度別による3区分

・要支援 ・要介護1・2 ・要介護3～5  
(直接処遇職員の人件費に、勤務に占める介護時間割合(70%)を乗じた部分を変動費用として、要介護度毎に配賦)

#### サービス提供時間による区分

(2時間以上8時間未満を4区分して評価)

#### 事業所の類型

##### 通所介護

- ・単独型
- ・併設型
- ・痴呆専用単独型
- ・痴呆専用併設型

##### 通所リハビリテーション

- ・医療機関(通常規模)・診療所(小規模)
- ・介護老人保健施設

#### 各種減算の設定

- ・定員を利用人員が超過した場合
- ・看護・介護職員等の人員が欠如した場合  
70/100に減算

#### 各種加算の設定

- ・食事加算
- ・送迎加算
- ・入浴介助加算
- ・特別入浴介助加算 等

### 現行の報酬体系に関する論点

#### [ 要介護度別による3区分 ]

要介護度別の報酬設定をどう考えるか。  
3区分の仕方及び区分毎の報酬の差はどうか。

#### [ サービス提供時間による区分 ]

サービス提供時間の区分設定をどう考えるか。

#### [ 事業所の類型 ]

事業所の類型をどう考えるか。

#### [ 各種減算・加算 ]

現行の各減算・加算をどう考えるか。

データ

【要介護度別利用回数の割合】

(%)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
通所介護	11.5	32.2	24.1	15.3	10.5	6.3	100.0
通所リハビリテーション	8.6	33.3	26.6	16.1	10.2	5.1	100.0
医療機関(通常規模)	10.2	36.4	25.8	14.5	8.7	4.4	100.0
診療所(小規模)	13.1	39.5	23.4	12.7	7.2	4.0	100.0
老人保健施設	7.2	30.6	27.4	17.6	11.5	5.8	100.0

【サービス提供時間別利用回数の割合】

通所介護

通所介護総提供回数に対する割合

(%)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
2～3(時間)	0.05	0.20	0.17	0.14	0.15	0.21	0.92
3～4(＂)	0.10	0.22	0.17	0.11	0.10	0.08	0.78
4～6(＂)	7.57	19.11	13.31	8.24	5.44	3.15	56.82
6～8(＂)	3.77	12.71	10.49	6.85	4.81	2.85	41.47

通所リハビリテーション

通所リハ総提供回数に対する割合

(%)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
2～3(時間)	0.07	0.18	0.10	0.06	0.04	0.04	0.49
3～4(＂)	0.18	0.42	0.29	0.17	0.13	0.08	1.28
4～6(＂)	3.42	9.30	6.79	3.89	2.36	1.11	26.88
6～8(＂)	4.96	23.42	19.42	12.03	7.64	3.90	71.35

【各加算の利用回数割合】

各通所サービス提供回数に対する割合

(%)

	食事	送迎	入浴介助	特別入浴介助	機能訓練体制	訪問指導等
通所介護	94.6	186.0 (1.86回/通所1回)	61.1	14.3	30.2	-
通所リハビリテーション	94.5	176.9 (1.77回/通所1回)	48.8	7.7	-	0.031

(国民健康保険団体連合会 平成13年5月請求分)

## 通所介護・通所リハビリテーションの報酬体系を考える視点

### 現行の人員基準・報酬体系

		通所介護	通所リハビリテーション		
			医療機関 - 通常規模 (20人)	診療所 - 小規模 (10人)	介護老人保健施設
内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活上の世話</li> <li>┌ 入浴、食事の提供</li> <li>│ 生活等に関する相談・助言</li> <li>└ 健康状態の確認</li> <li>・機能訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法</li> <li>・その他必要なりハビリテーション</li> </ul>		
人員基準	管理者	専従 (場合により兼務可)	医師 (兼務可)		医師 (兼務可)
	医師		専任 (兼務可) 1人 (利用者40人まで)		施設の入所者数の3割を超えた数について、200人に1人 [常勤換算] (入所者数100人以上又は常勤医師の配置されていない施設の場合)
	理学療法士 (PT) 作業療法士 (OT) 看護職員 等	看護職員 (定員10人超の場合) 提供時間帯を通じて専従 1人 機能訓練指導員 兼務可 1人	PT・OT・経験看護婦 提供時間帯を通じて専従 1人 PT・OT・看護職員 提供時間帯を通じて専従 1人 PT・OTを最低週1日配置	PT・OT・経験看護婦 提供時間帯を通じて専従 1人	PT・OT 利用者数÷100(人) [常勤換算] 看護職員 専任 (兼務可) 1人
	介護職員	提供時間帯を通じて専従 利用者15人まで 1人 以後5人を増す毎に 1人	必要な数	提供時間帯を通じて専従 1人	提供時間帯を通じて専従 利用者10人に1人
	生活相談員 支援相談員	生活相談員 提供時間帯を通じて専従 1人			支援相談員 利用者数÷100(人) [常勤換算]
加算		送迎・食事・入浴介助・特別入浴介助・機能訓練体制	送迎・食事・入浴介助・特別入浴介助		送迎・食事・入浴介助・特別入浴介助・訪問指導等
介護報酬 (6~8時間)		併設型 要支援 560単位 要介護1・2 662単位 要介護3~5 924単位	要支援 661単位 要介護1・2 774単位 要介護3~5 1063単位	要支援 665単位 要介護1・2 779単位 要介護3~5 1070単位	要支援 648単位 要介護1・2 758単位 要介護3~5 1041単位



データ

人員基準の具体例

	通所介護	通所リハビリテーション 医療機関（通常規模）	通所リハビリテーション 介護老人保健施設
1単位の利用者20人の場合	看護職員 1人 (機能訓練指導員を兼務) 介護職員 2人 生活相談員 1人	医師 兼務 PT・OT・看護職員 2人 介護職員 必要数	医師 兼務 PT・OT 0.2人 看護職員 兼務 介護職員 2人 支援相談員 0.2人

通所サービス1事業所あたり従事者数

(平成12年 介護サービス施設・事業所調査)

	通所介護			通所リハビリテーション(医療機関)		通所リハビリテーション(介護老人保健施設)	
月あたり延利用者数 (人)	420.2			391.4		477.3	
従事者 (人)	常勤専従	兼務・非常勤 (実数)	兼務・非常勤 (常勤換算)	常勤専従	兼務・非常勤 (実数)	常勤専従	兼務・非常勤 (実数)
医師	0.0	0.1	0.0	0.5	0.8	0.1	0.9
理学療法士	0.0	0.1	0.0	0.4	0.5	0.1	0.8
作業療法士	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	0.1	0.5
看護職員	0.7	1.1	0.5	2.3	0.8	1.0	0.6
その他の機能訓練指導員	0.1	0.6	0.2	-	-	-	-
生活相談員・支援相談員等 <sup>1</sup>	1.1	0.6	0.3	-	-	0.3	0.7
介護職員	3.1	2.9	1.6	3.3	0.6	4.2	0.8
その他	0.7	1.6	0.6	-	-	-	-
合計	5.6	6.9	3.3	6.8	3.0	5.8	4.4

1 介護支援専門員を含む

論点

施設毎の人員基準と介護報酬単価の違いをどう考えるか。

- ・それぞれの施設の機能をどう考えるか。
- ・通所リハビリテーションについては、効果の評価を含め、あり方をどう考えるか。

## 通所介護

### 介護給付費に関するデータ（国民健康保険団体連合会 平成13年5月審査分）

通所介護総費用	26,666,754	千円							
介護給付費全体に占める割合	8.19	%							
			要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用者数	536,749		85,147	181,430	116,022	70,396	50,727	33,027	(平均要介護度) 1.91
	100%		15.9%	33.8%	21.6%	13.1%	9.5%	6.2%	
利用者1人当たり平均単位数 /月(単位)	4,907.2		2,769.7	4,251.4	5,097.7	6,990.7	6,709.5	6,141.9	
利用者1人当たり平均利用日数 /月(日)	6.0		4.4	5.8	6.7	7.1	6.7	6.2	
利用者1日当たり平均単位数 (単位)	812.0		632.3	737.5	755.4	989.2	999.1	994.6	
			社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	営利法人	農協	生協	その他法人
指定事業所数	8,867		5,113	1,350	456	711	70	58	1,109
(平成13年5月現在、厚生労働省調べ)	100%		57.7%	15.2%	5.1%	8.0%	0.8%	0.7%	12.5%
請求事業所数	8,434		4,960	1,225	390	578	62	50	1,169
1事業所当たり平均費用額 /月(円)	3,161,756		3,499,073	2,999,681	3,159,398	2,159,464	3,184,617	1,672,069	
1事業所当たり平均利用実人数 /月(人)	65.7		74.0	66.0	48.4	34.3	55.3	31.2	
利用者1人当たり平均費用額 (円)	48,113		47,297	45,456	65,249	63,039	57,581	53,661	

### 要介護状態区分別

			要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用回数 (回)	3,248,327		373,499	1,046,976	784,034	498,275	341,261	204,282	(平均要介護度) 2.04
	100%		11.5%	32.2%	24.1%	15.3%	10.5%	6.3%	
利用単位数 (千単位)	2,639,770		236,831	772,724	592,743	493,331	340,951	203,188	
	100%		9.0%	29.3%	22.5%	18.7%	12.9%	7.7%	
1回当たり平均単位数 (単位)	812.7		634.1	738.1	756.0	990.1	999.1	994.6	

サービス類型別

			痴呆専用		痴呆専用	
			単独型	併設型	単独型	併設型
利用回数	(回)	3,248,327	1,248,703	1,827,973	54,302	117,349
		100%	38.4%	56.3%	1.7%	3.6%
利用単位数	(千単位)	2,123,022	845,937	1,116,374	54,853	105,857
(各加算を除く)		100%	39.8%	52.6%	2.6%	5.0%
1回当たり平均単位数	(単位)	653.6	677.5	610.7	1,010.2	902.1
(各加算を除く)						

サービス提供事業所に関するデータ (介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月)

利用者数規模別事業者数

	事業所数の構成割合 (9月中の1事業所当たり実利用者数)							1事業所当たり (人)	
	1~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50~99人	100人以上	実利用者数	利用者延数
通所介護	2.7%	5.4%	5.7%	6.2%	7.5%	44.5%	26.2%	78.2	420.2
								(9月中)	(9月中)

従事者数 (常勤換算)		総数	
		常勤	非常勤
総数	(人)	70,949	17,031
介護職員	(人)	37,273	10,448
介護福祉士(再掲)	(人)	7,752	492
医師	(人)	174	52
看護婦(士)	(人)	4,594	1,324
准看護婦(士)	(人)	5,101	1,206
機能訓練指導員	(人)	2,581	682
理学療法士(再掲)	(人)	220	93
作業療法士(再掲)	(人)	131	35
栄養士	(人)	1,211	120
調理員	(人)	5,310	1,911
介護支援専門員	(人)	856	34
生活相談員	(人)	9,740	237
社会福祉士(再掲)	(人)	991	42
その他の職員	(人)	4,111	1,017

## 通所リハビリテーション

### 介護給付費に関するデータ（国民健康保険団体連合会 平成13年5月審査分）

通所リハビリテーション総費用	19,928,922	千円							
介護総費用に占める割合	6.12	%							
			要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用者数	295,084		37,134	101,416	71,137	42,290	27,838	15,269	(平均要介護度) 1.94
	100%		12.6%	34.4%	24.1%	14.3%	9.4%	5.2%	
利用者1人当たり平均単位数 /月(単位)	6,710.8		3,510.3	5,945.1	6,846.4	9,197.1	8,851.8	8,157.6	
利用者1人当たり平均利用日数 /月(日)	7.3		5.0	7.1	8.1	8.3	7.9	7.3	
利用者1日当たり平均単位数 (単位)	915.0		696.3	835.7	845.4	1,114.5	1,121.9	1,124.9	
			社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	営利法人	農協	生協	その他法人
指定事業所数	5,618		454	0	4,035	4	30	209	886
(平成13年5月現在、厚生労働省調べ)	100%		8.1%	0.0%	71.8%	0.1%	0.5%	3.7%	15.8%
請求事業所数	5,332		434	4	3,584	5	27	201	1,077
1事業所当たり平均費用額 /月(円)	3,737,607		4,310,460	2,545,428	3,957,958	2,440,417	3,553,806	2,722,644	
1事業所当たり平均利用実人数 /月(人)	56.2		70.1	47.8	57.9	46.0	63.0	42.6	
利用者1人当たり平均費用額 (円)	66,484		61,471	53,307	68,386	53,053	56,410	63,901	

### 要介護状態区分別

			要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用回数	(回)	2,171,463	187,440	723,364	577,741	350,536	220,867	111,515	(平均要介護度) 2.05
		100%	8.6%	33.3%	26.6%	16.1%	10.2%	5.1%	
利用単位数	(千単位)	1,985,198	131,505	604,062	488,087	389,883	246,881	124,780	
		100%	6.6%	30.4%	24.6%	19.6%	12.4%	6.3%	
1回当たり平均単位数	(単位)	914.2	701.6	835.1	844.8	1,112.2	1,117.8	1,119.0	

サービス類型別

			通所リハ( )		
			通常規模	小規模	老人保健施設
利用回数	(回)	2,171,463	883,225	89,257	1,198,981
		100%	40.7%	4.1%	55.2%
利用単位数	(千単位)	1,684,358	685,844	68,044	930,470
(各加算を除く)		100%	40.7%	4.0%	55.2%
1回当たり平均単位数	(単位)	775.7	776.5	762.3	776.1
(各加算を除く)					

サービス提供事業所に関するデータ (介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月)

利用者数規模別事業所数

	事業所数の構成割合 (9月中の1事業所当たり実利用者数)							1事業所当たり (人)	
	1~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50~99人	100人以上	実利用者数	利用者延数
医療機関	3.6%	8.7%	13.7%	13.7%	12.2%	31.7%	7.7%	51.7	391.4
介護老人保健施設	4.7%	7.7%	8.8%	9.7%	10.3%	40.5%	17.3%	67.9	477.3
								(9月中)	(9月中)

従事者数

(実人数)

		医療機関		介護老人保健施設	
		専従	兼務	専従	兼務
総数	(人)	15,402	6,752	15,288	11,709
医師	(人)	1,025	1,926	207	2,478
理学療法士	(人)	1,009	1,145	378	2,163
作業療法士	(人)	667	505	246	1,433
看護婦	(人)	3,491	1,020	1,043	679
准看護婦	(人)	1,825	798	1,557	925
支援相談員	(人)	-	-	762	1,928
介護職員	(人)	7,385	1,358	11,095	2,103